

# 書評

## BOOK REVIEWS

藤本 茂 著

### 『米国雇用平等法の理念と法理』

浜田富士郎

1

本書は、そのタイトルの示すとおり、アメリカ（合衆国）の雇用平等法、特に公民権法第7編 Title VII of the Civil Rights Act of 1964（以下、単に公民権法という）について、総合的な比較法研究を試みたものである。この研究を進めるためのドライブともいえるべきものは、雇用平等法が今日の雇用社会のもとで担い、果たすべき使命に対する著者の強い期待、そのポテンシャルへの強い信頼である。本書はこれを、「1980年代以降の新自由主義的改革により、わが国の雇用社会は大きく変貌し、格差社会が覆いがたいものとなっている。その最大の要因は非正規・不安定労働者層の増大＝所得格差の拡大にある。それを打開するには、労働者の個人的要因を過大視し使用者の『自由』を野放しにしたままの政策的対応では不可能である。雇用平等法という立法による規制しかないのではないか」という言葉（3頁）によって表現している。

2

本書は全7章から成り、第1章から第6章までが公民権法に関する比較法研究プロパーを実施し、第7章に当たる「終章」がそうした比較法研究から得た視野、知見を下敷きに、わが国について立法論的考察を展開する構成をとっている。

本書の比較法研究部分がカヴァーする事項的範囲は公民権法のほぼ全域にわたっている。まず第1章は、公民権法前史として、南北戦争を契機として奴隷身分から解放された黒人が20世紀の後半に入ってもなお差別され、あるいは白人と分離・隔離されてきたアメ

リカ社会の歴史の概観と、公民権法を成立させたより直接的な社会的背景としての1950年代以降のアメリカ社会の変化の描出にあてられている。公民権法はニュー・ディール期にその萌芽がみられた「社会的公正」の考え方を基にして、黒人との関係でとりわけ大きなひ



●かもがわ出版  
2007年3月刊  
A5判・327頁・3990円  
(税込)

●ふじもと・しげる  
駒澤大学法学部教授

ずみをもつアメリカ社会を矯正しようとしたものというのが、公民権法についての著者の基本的な見方である。第2章は、公民権法の内容を、その救済手続をも含めて概説するとともに、さらにその1972年改正、1991年改正の内容についても、比較的詳細な検討を加えている。第3章は、公民権法運用上の主要問題である使用者の差別意思、因果関係の問題に取り組み、さらにこれらの問題が証明責任という手続的、実際的なレベルでとらえたとき、どういう意味を持つことになるのかを検討する。第4章、第5章は、第3章の問題関心をより詳細に系統的に検討することを指向するものと位置づけられる。これらの章はそれぞれ、判例理論が使用者の差別意思の要否、差別意思の証明責任の分配とその責任の内容・程度に着目して築きあげてきた差別の2類型に関する法理論、すなわち、「差別的取扱いの法理」「差別的影響の法理」を取り上げ、法理の内容、対象とする差別類型、差別の立証問題等々について検討する。第6章は、積極的差別是正措置、アファーマティヴ・アクションの問題を取り上げ、それが許されるための条件、逆差別にならないための条件は何かという問題を中心に、検討を加える。終章は、いわば総括と展望の提示部分である。著者はここで、わが国もまたアメリカ型の平等立法と EEOC に類す

る法執行機関をもつべきであるとの基本的立場からいくつかの提言を展開する。それらの提言は総じて抽象的レベルに止まっており、わかりにくい、「わが国における雇用平等法の理念は、生存権を基礎とする『社会的公正』に裏打ちされた平等理念である。それは、アメリカの場合と同様に、使用者の自由、特に『契約の自由』を制約する法理念としても機能させなければならない。具体的には、もっぱら制定法による使用者の義務として直接、あるいは、制定法により具体化される不法行為法上の過失責任として間接的に、使用者の『差別結果回避義務』あるいは『公正取扱い義務』として構成すべきであろう」とする部分（319頁）は、著者のアメリカ法理解と立法論的主張の特徴が比較的良好に出ているところといえようか。

### 3

これまで、評者の趣味嗜好、流儀・手法、主義主張等の主観を極力抑え、まずは本書の客観的な紹介に努めてきたが、公民権法の研究書としての本書にはどのような評価が与えられるべきか。本書のとる研究方法、方法論と評者のそれとの間にはかなりの隔りがあるため、はたして評者に本書を批評するだけの資格があるのかどうか、評者による公平な批評が可能であるのかどうか、若干の懸念があるが、この点にはあえて拘泥せず、歩を先に進めよう。

本書の特徴としてまず注目すべきは、すでに示唆しておいたとおり、その公民権法研究の系統性、総合性、包括性である。公民権法上の主要法律問題のほぼすべては、本書の取り扱うところとなっている。アメリカの全法分野の中でも最も複雑難解な法領域を形成しているといえるであろう公民権法について、本書ほど執拗かつ徹底的に取り組んだ研究は、わが国ではこれまでに例を見ない。率直に言って、大いなる労作であり、それを実現させた著者の意欲、勇気、努力、労苦等は最大限に評価されてよいであろう。アメリカの専門法律家にさえ容易に理解しがたいであろう問題をわかってとて懸命に奮闘している著者の図が本書の諸所に見受けられるが、その姿勢はほとんど敬服に値する。そうした著者の姿勢それ自体が学会の研究意欲にとって大きな刺激として作用し、この分野における後続の研究を誘引、導出する可能性は高い。少なくとも本書

の先達、牽引車としての、あるいは乗り越えられるべきひとつの研究モデルとしての意義は大きい。

しかし、比較法研究としての質に立ち入って観察するならば、本書はいくつかのネガティブな要素を含んでいる。それを平たく表現すると、象徴的にふたつの言い方ができようか。まずひとつ目として、本書を一読した読者の側に立って、考えてみよう。読者は通読中、退屈ではあろうが、著者の執拗な取り組み姿勢、大量の言葉、多くの情報とふれあうことになり、それなりに感心もし、強く印象づけられもしている可能性が高いが、はて本書を閉じて、そこに込められた諸情報、諸メッセージを読後思い出そうとするとき、読者はいったい何をクリアに再現することができるだろうか。明確な基準・分析道具あるいは分析手法により、明快に整理され、厳密な用語・文章によって正確に表現された情報あるいは著者の見解の提示という手続に欠けるうらみがあるため、読後に確実な情報、理解として読者に残るものが少なくなってしまうのである。いまひとつの言い方をすれば、公民権法に関する特定の問題について調べ、正確な情報を得たいと思う者が本書の頁をめくれば、おそらくそれが本書のどこかで取り扱われているのを発見して、ひとまずは喜ぶことになる。ところが、当該箇所を読んだ後に得る情報はほぼつねにあいまいに終わってしまい、結局、調査事項について判例の立場はどうか、判例に分裂はあるのか、あるとすると判例を分裂させている考慮とは何か、いつからそれが始まっており、その取束の気配はあるのか、連邦最高裁判所はこの問題についていかに関与し、いかなる役割を果たしているのか等々の疑問に対する正確な答えが、用いられた多くの言葉、説明にもかかわらず、しばしばよくわからないのである。

### 4

本書の以上のような欠点は、主として著者の方法論が生んだものといえそうである。

まず、総合的研究の宿命ではあるが、個別の論点についての取扱い資料の総量が十分ではなく、そのため、そこに示された議論、観察等は総じて概括的なレベルにとどまり、問題の十分な掘り下げ、透徹した観察眼による鮮やかな洞察といったものを欠く結果となり、他方、資料の不足のため著者自身にも断言できない、

確信をもてないといった論点については、アメリカ法それ自体によってではなく日本法の知識でその理解を補うといった、比較法研究としてあるべきではない手法をとることにもなる。読者としては、提示された諸情報を十分に高精度のものとしては受け止めがたいのである。しかも、叙述に用いられる言葉、表現が厳密に意味限定的であるというよりは、多少とも散漫ないし意味拡散的になっていることが少なくなく、読者はこの面からもまた、確定的な情報の取得を妨げられてしまうのである。

アメリカ法研究の主戦場はやはり判例研究にある。もとよりこの場合の判例研究は、いかに苦勞、負担が大きくとも、スポットとしてではなく、判例の帯としてなされるべきである。そうすることによってはじめ、社会の多様性、社会変化等が要請する法理論の可塑性、ダイナミズムがほとんど可視的なものとして浮

かび上がり、当該研究をただフォローするだけの門外者にとっても、高度に技術的・専門的であるにもかかわらず、なお謎解き、未踏の迷路探検にも似た、独特のスリル、エキサイトメントを味わう可能性が与えられることになる。本書は、こうした意味での判例研究を展開してはならず、それが読者にとってその面白さを削ぐ大きな一因となっているように思われる。

5

そしてさらに根本的なことをいうと、評者は、アメリカの平等法を支える理念として著者が理解しようとする「社会的公正」について、大きな疑問をもっている。著者はこの言葉を、「社会政策的、社会後見的、社会主義的」といった意味合いで、ないしはこれに近いものとして用いているようであるが、アメリカの平等法理解の基本的視点として、それは正しいか。評者

## 第30回（平成19年度）労働関係図書優秀賞

労働政策研究・研修機構では労働に関する総合的な調査研究を奨励し、労働問題に関する知識と理解を深めることを目的として、読売新聞社から後援を受けて、優秀図書の表彰事業を毎年行っています。

本年度は6月19日の第1次審査委員会および8月10日の第2次審査委員会を経て、下記の作品が受賞作として決定しました。

**平野光俊**（神戸大学大学院経営学研究科教授）

『日本型人事管理——進化型の発生プロセスと機能性』

（中央経済社、2006年7月刊）

## 第8回（平成19年度）労働関係論文優秀賞

労働問題の新進研究者の調査研究を奨励することを目的として優秀論文を表彰するもので、今年度は下記の3作品が受賞作となりました。

**上原克仁**（一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程）

「大手企業における昇進・昇格と異動の実証分析」

**坂井岳夫**（同志社大学大学院法学研究科博士後期課程）

「職務発明をめぐる利益調整における法の役割 ——アメリカ法の考察とプロセス審査への示唆」

**田中真樹**（日本冶金工業株式会社販売企画部課長代理）

「鉄鋼生産職場における一般作業者の管理能力 ——管理的業務の遂行状況と管理能力の特徴」

の考えるところ、アメリカにおける平等は今も昔も、基本的には自由に従属する概念であり、自由の付属物ないしは自由との対概念である。つまり、自由の発露としての競争はもとよりフェアでなければならないところ、フェアな競争を阻害する条件の排除、フェアな競争を保障するための条件確保・整備のためにあるのが平等の要請である。何がフェアであり、何がアンフェアであるかの判断に際しては社会的な視点が多少とも混入せざるをえず、しかも、その程度は時代とともに変化することもまた認められる必要があるが、「障害をもつアメリカ人法 Americans with Disability Act of 1990」を含めて考えてみても、今日のアメリカの平等確保法はなお著者の理解しようとするような強い社会的視点は含んでいないように思われる。わが憲法による自然権としての法の下での平等の保障も、基本的には同様である。ということは、「格差社会の克服を

平等法に期待する」という著者の立場には基本的に無理があるのである。格差には差別がもたらしたものと差別によらないで生じたものがあり、差別によらない格差にも社会的に好ましくないものがあり、そうした格差の払拭、解消のために社会政策的考慮に基づく立法が用いられることがあるのも当然ではあるが、それを平等法として位置づけるのはおそらく適当でない。間接差別、ポジティブ・アクション等に関する議論とも通じるところがあるが、平等概念を自由競争の縛りから解き放ち、社会政策的に拡大的に捉え、これに格差是正の一般的な機能取得を期待するのは、差別概念をいたずらに相対化、曖昧化させ、その法的絶対悪性、絶対的反価値性の契機をも希薄化させてしまう危険がある。

はまだ・ふじお 神戸大学名誉教授。労働法専攻。

河西宏祐 著

## 『電産の興亡 (一九四六年～一九五六年)』 ——電産型賃金と産業別組合

鈴木不二一

かつて、日本の労働組合が、まぶしいほどの輝きとあふれんばかりの活力で、政官財の各界を圧倒した時代があった。いうまでもなく敗戦後数年間の動乱期である。その輝きの中心にいた代表的組合として電産（日本電気産業労働組合）をあげることにはほぼ異論がないだろう。しかし、その組織力、行動力、知的水準の高さから、「史上最強の組合」「輝ける電産」と賞賛され、まさに知的道徳的ヘゲモニーの発揮によって時代を主導したこの組合は、わずか10年の命脈しか保てなかった。本書は、その夭折の歴史の実像に迫ることをライフワークとする著者の電産史研究第2巻にあたる。研究対象の存在の大きさにふさわしい入魂の力作である。第1巻の前著『電産型賃金の世界——その形成と歴史的意義』が、敗戦直後の企業別組合結成と、それらが電産の前身である電産協（日本電気産業



●早稲田大学出版部  
2007年3月刊  
A5判・470頁・6825円  
(税込)

●かわにし・ひろすけ  
早稲田大学人間科  
学術院教授。

労働組合協議会)に結集し、「電産十月闘争」(1946年)を展開する時期を扱っているのに対し、本書は主としてそれ以降の時期、1947年の単一産業別組織としての電産結成から1956年の電産崩壊までの期間を扱っている。ただし、前著で扱った期間についても、本書の主題との関連でかなり詳しく概説されているので、本書は独立した電産通史として読むこともできる。

### 1 問題意識と研究課題

著者は、まず「序章 研究課題」で、研究の目的、対象、研究仮説を提示する。本書の研究目的は「①電

産の約10年間の全史を描くこと、②そしてできるだけ、『当事者の論理』に即して事実を明らかにすること」である。②の「当事者の論理」の把握は、著者が常に強調する方法的視点であり、そのダイナミズムの解明なくして歴史的存在の全体像を描くことはできないということから、①と②の研究目的は密接不可分の関係にある。電産研究に限らず、著者の実証研究は、常に丹念な聞き取り調査をもとに、研究対象となる社会事象を、まずは「当事者の論理」に即して内在的に理解しようとする努力において際だっている。本書を読むと、電産研究は、そうした著者の研究スタイルの原点でもあり、ひとつの到達点を示すものでもあることが了解される。

このような方法的視点にたつて、単一産業別組合としての電産(1947年5月結成)の生成、発展、消滅の過程の全体像を描くために、次のようなふたつの研究仮説が設定される。

まず、「仮説一」は、電産史は「十二月協定」(1946年)の衰退史として理解しよう、ということである。1946年「電産十月闘争」が掲げた「三大要求」(①電気事業社会化、②賃金要求、③退職金)がすべて承認されて締結された「十二月協定」を当事者は「原始協定」とよぶ。本書は、その出発点の成果のすべてが、政府・経営側の攻勢によって次々と後退していく過程として電産史を描こうとする。ただし、著者は陰鬱なる科学として、初期の成果の衰退を跡づけるのではない。むしろその逆である。著者は、電産の原点にこだわる理由として、次のように述べる。「人が揺籃期にその多くの可能性の萌芽を有しているのと同様、戦後労働運動史も、その出発期(1945年～1947年)にすべての〈原型〉を有しているのではないか。それはいわば“未熟にして高貴な輝き”の瞬間でもあった」(24頁)。

次に、「仮説二」は、「電産史は争議史でもあった」とする。「十二月協定」の内容、さらには、「戦後復興のカギを握る電力産業」における労働組合の影響力の大きさそのものも、GHQ、日本政府の政策、経営側の利害と真っ向から衝突するものであった。利害の衝突は、11次にわたる賃金争議をはじめとする苛烈な労働争議として噴出することとなった。

「仮説一」は、タテ軸として本書を貫く一本の筋で

あり、「仮説二」によって、「GHQ・政府・経営側 vs 労働組合の対抗関係」をヨコ軸とした、電産史の各局面における「構造的矛盾」をはらんだ歴史過程が分析される。

## 2 本書の構成と概要

以上の仮説の上に立って、本書は電産史を画する4つの大争議を柱に、序章に続く各章を次のように構成している。

- 第一章 「十二月協定」(一九四六年)
- 第二章 電産の結成(一九四七年)
- 第三章 地域人民闘争(一九四七年～一九五〇年)
- 第四章 「レッドパーージ」(一九五〇年)
- 第五章 電産五二年争議(一九五二年)
- 第六章 電産崩壊(一九五六年)
- 終章 結論

各章のポイントを簡単にみていこう。「第一章『十二月協定』」で扱われるのは、四大争議の主発点をなす「電産十月闘争」そのものではなく、その成果としての「十二月協定」の内容、労使の争点が検討され、その後の「電産史の推移の前提となる〈原点〉」が明らかにされる。「仮説一」に関わる、この〈原点〉の確認を最初に据えて、電産史の全体像を捉えようとするところに、本書の最大の特徴がある。電産協の「三大要求」がほぼ全面的に協定化された「十二月協定」は、賃金要求の中に労働時間をはじめとする労働条件改善要求も含まれていたもので、内容的には4つの柱に整理される。第1は、〈大衆のための電力〉論に立脚する「電気事業社会化(民主化)」、第2は、最低生活保障の「電産型賃金体系」、第3は「退職後10年間の生活保障」の退職金、第4は1日8時間・1週38.5時間労働の先進的労働時間制をはじめとする労働条件向上である。いずれも画期的な成果ではあったが、多くの実施細目が「継続交渉」となり、これらが労使交渉の〈争点〉として残された。

「第二章 電産の結成」は、単一産業別組合としての電産結成にいたる経過と、闘争目標、闘争方式、組織運営などにおける出発点の特徴、とりわけ内部矛盾の諸相が明らかにされる。闘争目標の特徴としては、

生活保証給としての電産型賃金体系を維持するための、物価変動に応じた賃金スライドが不可欠であり、それはその後の労働争議の頻発につながっていく。闘争方式としては、「職場闘争」「地域闘争」が重視された。組織に内包された矛盾・対立としては、単一組織 vs 企業エゴ、共産派 vs 民同派、統一賃金 vs 企業別賃金、中央集権 vs 下部分権（地域闘争・職場闘争）、中央集約闘争 vs 地域人民闘争などの要素が、複雑に交錯して存在していた実態が明らかにされる。

第三章から第五章は、労使の力関係の変化、組合組織内の勢力交代の点で、電産史の画期をなす3つの争議の過程を詳細に分析している。

第三章「地域人民闘争」の時期は、単一産業別組合としての電産の組織体制・戦闘力がいっそう整備され、共産派全盛の下で「産別会議の屋台骨を支える存在」となった。しかし、共産派指導のもとで展開された「地域人民闘争戦術」は、電源スト・停電ストなどの過激な戦術行使の頻発によって組織内に大きな混乱を招き、共産派の凋落と反対勢力としての民同派による執行部掌握につながった。

続いて第四章が扱う「レッドパージ」の年1950年は、「戦後日本の労使関係が〈労働者優位型〉から〈経営者優位型〉へと劇的に転換する」分水嶺をなす。電産のレッドパージの特徴は、「民同派が深く荷担していること」であり、これによって共産派活動家は一掃され、民同派の主導権が確立することとなった。しかし、同時に「職場労働者の労働組合からの忌避」「末端職制の会社への献身の雪崩現象」によって、「『十二月協定』を支えるべき主体（組合員）が弱体化」した。

「第五章 電産五二年争議」は、前年の1951年に電気事業再編成問題が「電力九分断」として決着し、「電気事業社会化」政策が雲散霧消した後、残った砦の「電産型賃金体系」の切り崩しをねらう経営側との間で、総資本・総労働の激突として闘われることとなった大争議を扱う。結果は、組合の惨敗に終わって、電産の「統一賃金」は崩壊し、単一産業別組合・電産の存在意義そのものが形骸化した。

第六章「電産崩壊」は、電力各社ごとの企業別組合への分裂が拡大する中で、少数派に転落した電産が、組織統一への試行錯誤を行いながらも、遂にそうした

努力も実ることなく、1956年3月に事実上の解散を決定するまでの、電産史の終幕を描く。

「終章 結論」は、結局、「十二月協定」の成果は、電産崩壊にいたるその後の10年間で、ことごとく後退することになったと総括する。それは、同時に産業別組合による企業を超えた連帯が企業別組合にとってかわられる過程でもあった。ただし、「最低生活保証を基本精神とする〈生活給〉としての『電産型賃金体系』」は、その普遍性の故に「なおも、電力産業の地下深くに脈々として絶えることなく流れ続けることになった」としている。

### 3 本書の意義と若干のコメント

本書の意義は、第一に、先行研究が到底およびえなかった、「当事者の論理」に即した電産全史の記述的研究という未踏の領域に橋頭堡を築いたことであろう。実証研究の水準において容易に他の追従を許さない本書は、今後の電産研究に豊かな示唆を与えるすぐれた歴史研究として受け継がれていくことだろう。

第二に、社会科学実証研究における研究者と対象世界の当事者との関係のあり方についても、本書は深い示唆を与えてくれる。「当事者の論理」に迫るために著者が行った数多くの聞き取り調査、膨大な一次資料の収集は、当事者と著者の社会的関係が気脈相通じる親密さに達していなければ到底ありえない深さと広がりを持つものである。当事者の証言を引き出し、一次資料の提供に協力を求める主体としての著者の存在は、本文、注、「あとがき」の随所に登場する。「あとがき」では、著者自身がかつて電力会社に勤務し、対象世界の内部の人間であったこと、その時の職場での経験が、その後の電産研究の問題関心につながっていることも語られる。「本書は通常の学術書としてみればやや異質な記述の仕方をとっている」と著者は述べている。たしかに、時にドキュメンタリー風とも感じられる記述スタイル、表現主体としてしばしば登場する著者の存在、さらには対象世界への感情移入的表現、等は通常の学術書にはみられないものかもしれない。けれども、それは読者を対象世界に引きつける魅力となっていると同時に、研究者と当事者との社会的関係の形成自体が研究活動の実践となっている著者の研究スタイルに、まさにふさわしい表現形態とも思える。

この他にも、個々の具体的論点に関していえば、例えば、「電産型賃金を男女差別賃金の根元」とする誤解を正し、電産がこの賃金体系の意義として「日本で初めて男女同一労働に対する同一賃金制が確立されたこと」と述べていることが無根拠の主張ではないことを、まさに「当事者の論理」に即し、当時の社会状況の分析もふまえながら実証的に明らかにしていることなど、本書の貢献は数多くあげることができよう。

以上のような研究書としての意義や貢献を離れて、評者にとって何よりも魅力的に思えた点は、本書が対象世界の内在的理解を徹底的に追求した結果として、その奥行き、広がり、多様性を忠実に反映する読み物になっていることである。このような視点から本書を読むと、そこには意外な発見にうち満ちた、不思議な電産ワールドが広がっている。具体例をあげよう。77頁に掲載されている当時の記録映画の一コマは、横断幕、たすきがけで自転車を連ね、颯爽と「電産型賃金体系」の街頭宣伝に走る女性組合員の姿を記録している。この映像ほど雄弁に敗戦直後の開放的雰囲気と女性の積極的な労働組合への参加の有様を伝えてくれる資料は稀だろう。

もうひとつ例をあげると、「電気事業社会化（民主化）」構想の立役者であり、1947年参議院選挙の組織内候補として予想を超える大量得票による当選を果たした佐々木良作が、同年5月の電産結成大会の挨拶の中で、「私はあくまで電気屋の業界代表として闘います」（121頁）と述べたときの「電気屋」の世界はどのようなものであったのか。これも想像力を刺激する素材である。果たして、電産の企業を超えた連帯の形成と、「電気屋」としてくられる職能的アイデンティティの存在は関係があったのだろうか。「何々屋」という表現は、しばしば観察される日本の職能的アイデンティティの表現形態であるが、このようなフォーク・タクソノミー的視点からの研究テーマをも示唆してくれるほど、本書の懐は深い。

最後に、産業別組合としての電産についての著者の理解に関して疑問に感じた点を述べてみたい。著者は、電産が「中央本部はいうまでもなく、地方本部、支部のレベルにおいても、『日発』と各配電会社の従業員が企業の枠を超えてひとつの組織を構成している」点で、企業別組合の単なる連合体にしかすぎない日本の

産業別組織と異なるのはいうまでもなく、「一般の産業別組合と比べても、電産の方が単一化の度合いは深い」（10頁）と指摘する。けれども、他方で「単一産業別組合・電産は全国的経営体としての『日発』を基礎的組織として成立していたのだから、これが解体されて九電力会社が発足すれば、電産の組織形態は自動的に「企業別組合の協議体」「日本に多い通常の単産」に移行する（342頁）とも分析されている。この点は、当事者としても意識されており、「もともと土台の一部は企業の骨格を準用したもの」であり、企業エゴを克服する「組合員の意識改革」が必要であるという民同左派リーダーの発言が引用されている（141-142頁）。

もし、後者のような実態があったとすれば、電産もまた企業社会の呪縛から逃れられない存在として、企業別組合と同様の基盤の上になつていたといえないだろうか。つまり、「単一化の度合い」が企業組織に依存しているとしたら、それは一般の産業別組合より深い単一化を示すとはいえないのではないだろうか。いずれにせよ、組織対象の企業形態のあり方が直接的に組合組織の変更を促すという実態は、企業と組合の特殊な関係のあり方を前提にする。電産もまた、その前提条件から自由ではなかったといえよう。

なぜ、「輝ける電産」においてすら、労働組合の組織形態が企業組織の従属変数的傾向を示すのか。この問題の解明には、本書が扱っている争議史の中での電産のハレの顔だけではなく、平時におけるケの顔にもメスを入れる必要があると思われる。企業社会の現実の中に位置づけたときの電産の構造と機能、財政、人的資源の実態などの解明もほしい。アメリカの事例との比較も考えられよう。例えば、全米通信労組（CWA）の事例がある。AT&Tにおけるローカルの会社組合が、会社組織の中央集権化傾向への対応の中から、集権的産業別組織へと徐々に変貌を遂げていった過程は、本書と同様の丹念な聞き取り調査によって跡づけられている（Schacht, J. N. (1985) *The Making of Telephone Unionism 1920-1947*）。いわばニワトリからタカに変身した全米通信労組は、その後もニワトリに戻ることはなかった。何故なのか。電産研究の国際比較的深化は、日本の産業社会の特質について豊かな示唆を与えてくれるように思われる。

以上は、いささか思いつきの、ないものねだりか

もしれないが、著者の作風にかねてより魅せられている読者からの、電産研究第3巻への期待と受け止めていただけたら幸いである。

すずき・ふじかず (財)連合総合生活開発研究所副所長。  
産業社会学専攻。

## 読書ノート

稲上毅・連合総合生活開発研究所 編

### 『労働 CSR』

——労使コミュニケーションの現状と課題

寺崎 文勝

(トーマツ コンサルティング株式会社執行役員・ディレクター)

コンプライアンス経営や環境経営を統合昇華する形で、「CSR 経営」が日本企業にも定着しつつある。

CSR (Corporate Social Responsibility) すなわち「企業の社会的責任」とは、企業は利潤追求だけでなく、社会に対して一定の責任を果たすべきだという考えであり、この“社会”とは企業をとりまくステークホルダー (stakeholder: 利害関係者) と言い換えられる。

これまで、CSR 経営におけるステークホルダーは、地域社会、消費者・顧客、株主といったアウトサイダーのみに着目し、内部利害関係者である従業員については後回しにされてきたきらいがあるが、企業の業績が回復基調にある現在、優秀な人材の確保と、職場のモラルの維持向上、従業員の動機づけのために、ようやく“従業員に対する企業の社会的責任”，すなわち労働 CSR にスポットライトが当てられるようになった。

本書は、CSR および労働 CSR の総論を、網羅的かつ論理的に解説しているだけでなく、具体的な事例や労使双方へのアンケートに基づいて、労働 CSR の課題を浮き彫りにし、進むべき方向性を提示している点の特筆すべき点である。

企業が CSR 経営を実践するにあたり、従業員をいかにして CSR 経営の実践者としてインボルブするかが重要であり、経営層と従業員が一体となって CSR に取り組むためには、労使間に横たわるギャップをまずは解消しなければならないだろう。

本書の「CSR に関する現在の障害や困難」につ



●NTT 出版  
2007年4月刊  
A5判・298頁・3360円  
(税込)

●いながみ・たけし  
法政大学経営学部教授。

いての認識を問うアンケート結果でも、労使ともに一番多い回答が「この問題に対する一般社員の理解と関心が低いこと」(会社 48.1%，組合 61.8%) であり、「企業の社会的責任とは何かについて、社内にコンセンサスがないこと」(会社 40.7%，組合 42.7%) が続く。

「CSR とはなにか」という本質的な問いかけに対して、どこにプライオリティを置かかはさまざまであるだろうが、アンケート結果によると、特に労働 CSR 分野において労使間のギャップが顕著であることがわかる。

すなわち、「実質労働時間の短縮」や「育児介護休業の取得促進」などの項目について企業の社会的責任と考えているのは組合に多く、会社側の回答は総じて相対的に低いものとなっている。

企業は、自社で働く従業員を CSR のステークホルダーと認識し、積極的にその責任を果たす一方で、組合も従業員、ひいては組合自身が CSR 経営に深くコミットできるよう役割を遂行すべきである。

CSR 経営における組合の役割については、本書の「第4章 CSR と企業別組合の役割」に具体的な事例に基づいて解説してあるので、参考にする